

担当部署: 農政課

処分の概要	許可事項の変更の許可
例 規 名 根 拠 条 項	柴田町農村環境改善センター規則 第4条(第9条において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	昭和58年規則第1号

【基準】

第4条の規定による。

(使用の変更)

第4条 使用者は、使用の内容を変更しようとするときは、その旨を町長に申し出てその許可 を受けなければならない。

標準処理期間 1日

備考